

愛知県公立大学法人教職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第61条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）に支給する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する教職員が退職し、又は解雇された場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 2 この規程による退職手当は、その全額を現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、法令に定めがあるものは、これを退職手当から控除して支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むものとする。
- 4 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第3条 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、当該退職又は解雇の日におけるその者の給料及び給料の調整額の月額合計額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続し退職した者（就業規則第25条に規定する定年（以下「定年」とい

う。)により退職した者(就業規則第26条の規定により、定年退職日から引き続いて勤務した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得た者に限る。)又は25年未満の期間勤務し、事業所の移転により退職したなどその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 就業規則第28条第1項第5号及び第6号の規定により解雇(以下「整理解雇」という。)された者で理事長の定めるもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者、25年以上勤務して退職した者(定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)又は25年以上勤務し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤務した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に、現に退職し又は解雇された理由と同一の理由により退職し又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職又は解雇（第16条第4項、第17条第1項、第21条第3項及び第25条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職又は解雇の日以前の期間及び第21条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職し、又は解雇されたことがある場合における当該退職又は解雇の日以前の期間（これらの退職又は解雇の日に教職員となったときは、当該退職又は解雇の日以前の期間）を除く。）をいう。

(1) 教職員としての引き続いた在職期間

(2) 第16条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する地方公務員等（地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。次号において同じ。）としての引き続いた在職期間

(3) 第16条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第17条第2項に規定する役員としての引き続いた在職期間

(5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に理事長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第8条 第6条第1項に規定する者（退職した者で理事長が定めるものを除く。）のうち、定年に達する日から理事長が定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が理事長が定める年齢以上であるものに対する第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第7条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減

		額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

(勸奨の要件)

第9条 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第7条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第4条から第6条まで	第8条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の規定により読み替えて適用する第6条の
第11条	第7条第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の
	同項第2号イ	第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第7条第1項第2号イ	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2

		号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に当該退職の日において定められているその者に係る定年と当該退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(育児短時間勤務の期間中の退職する場合の給料の月額)

第12条の2 育児休業及び介護休業に関する規程(平成19年愛知県公立大学法人規則第33号。以下「育児介護休業規程」という。)第14条による育児短時間勤務の期間中の教職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額については、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の受けるべき給料月額とする。

(退職手当の調整額)

第13条 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第19条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号の規定による休職(業務上の負傷又は疾病による休職又は通勤による負傷又は疾病による休職を除く。)、就業規則第48条第3号の規定による停職、育児介護休業規程第3条による育児休業、同規程第14条による育児短時間勤務、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 78,750円
- (2) 第2号区分 70,400円
- (3) 第3号区分 65,000円
- (4) 第4号区分 59,550円
- (5) 第5号区分 54,150円
- (6) 第6号区分 43,350円
- (7) 第7号区分 32,500円
- (8) 第8号区分 27,100円
- (9) 第9号区分 21,700円
- (10) 第10号区分 零

2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間に第7条第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職し、又は解雇された者のうち自己都合退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ）でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(退職手当の額に係る特例)

第14条 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 教職員が退職し、又は解雇された場合（第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日、解雇の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 在職期間のうち、休職月等が1月以上あったときは、次号に規定する月数を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

(1) 就業規則第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する事由により職務に従事しなかった期間 その月数の2分の1に相当する月数

(2) 就業規則第19条第1項第4号、第5号に規定する事由により職務に従事しなかった期間 その都度理事長が定める月数

(3) 就業規則第19条第1項第6号に規定する事由により職務に従事しなかった期間 全月数

(4) 育児介護休業規程第3条による育児休業の期間 その月数の2分の1に相当する月数（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間においては、その月数の3分の1に相当する月数）

(5) 育児介護休業規程第14条による育児短時間勤務の期間 その月数の3分の1に相当する月数

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公共団体等から復帰した教職員等に対する退職手当に係る特例)

第16条 教職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年政令第215号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「地方公共団体等」という。）に使用される者（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き当該他の地方公務員等として在職（その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の地方公共団体等の地方公務員等として在職した場合を含む。）した後、地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて再び教職員となるために退職し、教職員となった者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

2 地方公務員等が地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて教職員となるために退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、この場合にあっても、地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するものとする。

4 教職員が第1項の規定に該当する退職をした場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。

5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

（役員等との在職期間の通算の特例）

第17条 教職員が、引き続いて法人の常勤の役員（以下「役員」という。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

（役員の内職期間を有する教職員の退職手当の額の特例）

第18条 引き続いた役員の内職期間を有する教職員の退職手当の額は、当該教職員にかかる役員の内職期間について、当該役員等の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合は、第10条の規定は適用しない。

（遺族の範囲及び順位）

第19条 第2条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

（1）配偶者（届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたものの

（3）前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

（4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、

祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
(遺族からの排除)

第20条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支給制限)

第21条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で就業規則第24条の規定により退職した場合(傷病を有する者の場合を除く。)
 - (2) 勤続6月未満で就業規則第28条第1項第1号から第4号までの規定により解雇された場合
 - (3) 就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された場合
 - (4) 就業規則第48条第4号の規定により懲戒解雇された場合
 - (5) 就業規則第27条により再雇用された教職員が退職した場合
- 2 退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第4条第1項及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
 - (2) その者の非違により退職し、又は解雇された者(前項各号に掲げる者を除く。)で理事長が定めるもの
- 3 教職員が退職し、又は解雇された場合において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び教職員(就業規則第27条の規定により再雇用された教職員を除く。)となったときは、その退職又は解雇については、退職手当を支給しない。

(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第22条 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第23条 理事長は、退職、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から事情聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨

を法人の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者が、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解雇の日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したとみなされた場合は、この限りでない。

(退職手当の額の返納)

第24条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は理事長が定める。

(地方公共団体等に使用される者となった場合の取扱い)

第25条 教職員が引き続いて地方公共団体等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体等に使用される者に対する退職手当に関する規定又は支給に関する基準により当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(端数の処理)

第26条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 法人成立の日の前日に愛知県職員（職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第26号。以下「退職手当条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）であった者であって地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者の第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間については、地方独立行政法人法第61条の規定により、その者の愛知県職員としての引き続いた在職期間（退職手当条例の規定による在職期間をいう。）を法人の教職員としての在職期間として扱う。ただし、その者が愛知県を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条までの規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第14条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は、第7条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定（平成18年4月1日以降に愛知県職員として行われた減額改定を含む。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料及び給料の調整額の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条に規定する給料及び給料の調整額の月額については、この限りでない。
- 7 第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第13条第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 8 教職員が退職した場合において、その者が平成18年4月1日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額（調整額を含む）を基礎として、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年愛知県条例第11号）の第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧職員退職手当条例」という。）第3条から第6条まで及び附則第26項から第29項まで、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年愛知県条例第23号。以下この項及び附則第7項において「条例第23号」という。）附則第4項、附則第12項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年愛知県条例第27号。以下この項及び附則第7項において「条例第27号」という。）附則第5項から第8項並びに附則第14項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年愛知県条例第77号。以下この項及び附則第7項において「条例第77号」という。）附則第5項及び第6項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が退職手当規程第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては104分の87を乗じて得た額が、退職手当規程第4条から第8条、第10条から第14条まで及び附則第3項、附則第4項、附則第5項及び附則第6項の規定により計算した退職手当の額（以下、「新退職手当額」とする）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 9 教職員が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての退職手当規程により計算した新退職手当額が、その者が平成18年4月1日の前日に受けていた給料月額を

退職の日の給料月額とみなして、旧退職手当条例第3条から第6条まで及び附則第26項から第29項まで、附則第10項の規定による改正前の条例第23号附則第4項、附則第12項の規定による改正前の条例第27号附則第5項から第8項まで並びに附則第14項の規定による改正前の条例第77号附則第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 退職手当規程13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 二 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 退職手当規程13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

附 則（平成20年3月8日規程第74号）

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日規程第5号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する
- 2 改正後の愛知県公立大学法人教職員退職手当規程（以下「新退職手当規程」という。）附則第3項及び第4項の規定の適用については、新退職手当規程附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 新退職手当規程附則第8項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成27年3月30日規程24号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在職する教職員が同年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した場合におけるその者に対する退職手当の基本額については、第4条第1項中「給料月額（）」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「給料月額に98.992分の100を乗じて得た額（）」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「給料月額に99.244分の100を乗じて得た額（）」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「給料月額に99.496分の100を乗じて得た額（）」とする。